

(平成24年2月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 11 月 2 日から 31 年 4 月 10 日まで
年金事務所からの回答によると、申立期間について、昭和 31 年 5 月 12 日に脱退手当金が支払われたこととされている。

しかし、当時、私は、脱退手当金について知らなかった上、脱退手当金を請求し、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受け取っていないとしている。

しかしながら、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄中の給付種類欄には「脱退手当金」の記載が有り、同欄中の資格期間欄、支給金額欄及び支給（開始）年月日欄に記載された内容は全てオンライン記録と一致している上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 31 年 5 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ老齢年金は受給できなかったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 15 日から 46 年 8 月 1 日まで
年金事務所からの回答によると、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、私は、申立期間はA社でB業務担当として働いていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主からの回答、当時の同社の現場責任者及び同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が、同社でB業務担当として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の現場責任者及び同僚が記憶する複数の同僚について、A社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、申立期間当時、同社では必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

また、上記の事業主及び現場責任者は、「当時の資料は残っておらず、経理等の総務事務を行っていた者も既に亡くなっているため、申立期間当時の厚生年金保険料控除等の状況については、不明である。」と供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。